第三千九百八十三号

平成二十七年四月十五日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示..... 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出..... 道路の供用の開始..... 指定..... 道路の区域の変更...... 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の 出 公 告 目 先機関 告 示 次 ( 道 (保健衛生課) ... 県上 県西 同 系 民 局) … 日北地域) … 民地 路 同 課 : 局域 ) :: =: : : 껃 三  $\equiv$ 

指定講習機関の一部休止 (運転免許課)

: 껃 土地改良事業の工事の完了......

:

깯

公安委員会

示

青森県告示第二百七十二号

項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年法律第五十号) 第五条第一

により公示する。

平成二十七年四月十五日

名	
称	
所	青
在	青森県知事
地	Ξ
	村
年指 月	申
日定	吾

						I	I			ı	ı	I		ı	
ハッピー 調剤薬局広田店	クオール薬局津軽川部店	ミツワ薬局代官町	すとうmriクリニック	ンター 診療部青森県立あすなろ療育福祉セ	医療法人青仁会青南病院	南類家整形外科クリニック	佐藤内科医院	訪問看護ステー ションむつ	成田眼科クリニック	訪問看護ステーション高舘山	花田医院	やぎはし腎・泌尿器科医院	すらぎ 石川訪問看護ステーションや	田名部整形外科	名称
六五所川原市大字姥萢字船橋二四二の	一三〇の一四    南津軽郡田舎館村大字川部字上西田	弘前市大字代官町八六の一	五所川原市大字姥萢字船橋二四六の	青森市大字石江字江渡一〇一	八戸市大字田面木字赤坂一六の三	八戸市南類家四丁目二の三〇	弘前市大字覚仙町一五の一	むつ市緑町一六の一八	弘前市大字森町九の一	弘前市大字五代字沼田一三の五	平川市尾上栄松二八六	弘前市大字笹森町三九の一	弘前市大字石川字大仏下二五の一	八戸市石堂一丁目五の二五	所 在 地
量	"	"	章	1世・	ij	章	章	1μ•	1沖•	"	"	ŧ	"	<del></del> =平 ·成	年指 月
<b>≓</b> <b>=</b>			<b>∓</b> —	11:11:11:11:11:11:11:11:11:11:11:11:11:	三	三	一言	<b> → →</b>	一 元			- -		<b>五</b> .	日定

医難病指定

郎河津

俊太

院青康人独 森福労立 労祉働行 災機者政 病構健法

町字南ケ丘ー八戸市大字白銀

消化器内科

₽

<u>-</u>-三 三

医難病指定

花田

直之

花田医院

二八六平川市尾上栄松

科内科

消化器内

医難病指定

栗崎

和之

ニッ タ ク ク リ リ リ

丁目二の三〇八戸市南類家四

整形外科

11

 植 田	代官
田町薬局	代官町クリニック吉田眼科
弘前市大字植田町一五の二	弘前市大字代官町一〇八
<u>∓</u>	章

Ħ.

により公表する。 る法律施行規則 (平成二十六年厚生労働省令第百二十一号) 第二十一条第一号の規定 項の規定により、 青森県告示第二百七十三号 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年法律第五十号) 第六条第一 医師を次のとおり指定したので、 難病の患者に対する医療等に関す

### 平成二十七年四月十五日

# 青森県知

医難病指定	医難病指定	医難病指定	区分	指定医の
佐藤 博彦	橘正人	治八 木 橋 勇		£
院佐 藤 内 科 医	病愛医 院会療 弘法人 愛弘	科医院 家院 家屋 に と に に に に に に に に に に に に に	名称	を 行 うじ
町一五の一弘前市大字覚仙	三丁目一の四	町三九の一	所 在 地	医療機関症難病の診断
内科	外 科	外科 内科	療	<del>व</del>
	芸・	= 〒 - - - - - - - -	月	指 定

事
Ξ
村
申
吾

医難病指定	医難 病 指 定	医難 病 指 定	医難病指定	医難 病 指 定	医難 病 指 定	医難 病 指 定	医難 病 指 定	医難 病 指 定
本間	大谷	東 山	三須	星 野	悦田 名 部	太佐 々 木	福 田	岡 村
猛 美	啓 介	明 弘	直子	恵治	誠	洸	陽	良 久
病愛医 院 弘 愛会 会 会 弘 愛 会 弘	戸 中 康 保 原 明 国 民 民 民 民 民 民 民 民 民 民 民 民 民	戸 中 中 保 に に に に に に に に に に に に に	ニック リ	鰺ヶ沢病院 五広域連合 のがる西北	外田 科名 部整 形	戸健 中康 中 保 院 三 院 三 民	ター診療部 はなろ療育 なる かんかん かんりゅう かんりゅう かんりゅう かんしゅう かんしゅ かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゅ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ	ター 診療部
三丁目一の四四の四	九の一 字川守田字沖中 三戸郡三戸町大	九の一 字川守田字沖中 三戸郡三戸町大	丁目二の二青森市東大野二	○ 前生一〇六の一 西津軽郡鰺ケ沢	日五の二五八戸市石堂一丁	九の一 字川守田字沖中 三戸郡三戸町大	字江渡一〇一	字江渡一〇一
外科	総合診療科	内科	内科	外 科	科、リウマチ科ビリテーション整形外科、リハ	総合診療科	整形外科	整形外科
-th:	ήψ•	章	ŧ	"	<del>П</del>	章	"	章
当二四	<b>≡</b>	<b>≒</b> 10	<b>≓</b>		₽	₽		- - - -
四	_	0	九		五.	=		

## 青森県告示第二百七十四号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、 次のとおり

部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年五月十四日まで青森県県土整備

平成二十七年四月十五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾 赤石停松代

場別線陸奥

路

線

名

### 青森県告示二百七十六号

漁船損害等補償法施行令 (昭和二十七年政令第六十八号) 第五条第一項の規定によ

県 報 森 第3983号

青森県告示第二百七十五号

2

県

道

線赤松 石代町 車場 場奥

西津軽郡鰺ケ沢町大字赤石町字宇名原西津軽郡鰺ケ沢町大字赤石町字宇名原

||一三の四まで|||一九の二から

IJ

西津軽郡鰺ケ沢町大字赤石町字宇名原西津軽郡鰺ケ沢町大字赤石町字宇名原

一五の四まで

番図 号面

種道

類の

路 線

名

変

更

ത

 $\overline{\mathsf{X}}$ 

間

前変 後更 別の

敷

地 の 幅

員

敷

地

の

延

長

備考

路

1

玉

道

三三九号

北津軽郡中泊町大字小泊字築上一三二の一まで 北津軽郡中泊町大字小泊字築上一六〇の二から

道路の供用を開始するので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、 同項の規定により公示する。 次のとおり

部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、告示の日から平成二十七年五月十四日まで青森県県土整備

平成二十七年四月十五日

青森県知事  $\equiv$ 村 申

吾

四まで西津軽郡鰺ケ沢町大字赤石町字宇名原一三の西津軽郡鰺ケ沢町大字赤石町字宇名原一三の 七から西津軽郡鰺ケ沢町大字赤石町字宇名原 供 用 開 始 の X 間 Ξ 平成 の供 期 期 開 章 깯 日始 五.

> 青森県知事 Ξ 村 申 吾

り公示し、 る同意を求めるための届出があったので、 平成二十七年四月十五日 漁船損害等補償法 後 前 後 前 前 届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 二一・五〇メートルまで六・五〇メートルから 一六・五〇メー 九・四〇メー 一六・三〇メートルまで五・二〇メートルから 六・五〇メートルまで二・八〇メートルから (昭和二十七年法律第二十八号) ・トルまで・ ・トルまで・トルから 同令第五条第三項の規定により、 四 五 〇〇・〇〇メートル 四五・〇〇メー 六一・〇〇メー 第百十二条第一項の規定によ 五三・二〇メー 00メー トル トル 1 1 ル ル 次のとお

深浦	名加 入 区 称の	届
八西 三西   西 三西   西 一連   市 一部   部 深浦	発起人	出
則 則 則 大 大 大 大 字 字 字	人の住所及び	事
佐藤 一文 「機等下岡崎四 大神 川 善文 中 川 善文	氏名	項
日ら四平 ま同月成 で 二五十 十日七 九か年	期間	指定漁船調
同深 組浦 合 議 協	 場 所	調書の縦覧

公

告

 $\equiv$ 

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成二十七年四月十五日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

特定役務の名称及び数量

住民基本台帳ネットワーク機器等更改に伴う設定構築業務 式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

契約の方法 青森市長島一丁目一の一

随意契約

兀 契約の相手方を決定した日

契約の相手方の名称及び住所 平成二十六年十二月十七日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北

青

五

宮城県仙台市青葉区一丁目九の

契約金額

六

三千六百七十二万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

出 先 機 闃

### 土地改良事業の工事の完了

律第百九十五号) 次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和二十四年法 第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十七年四月十五日

上北地域県民局長

Щ

田

裕

114- 11-110	ため池等整備事業(用排水施設整備)	南川原
平成宗:三六	水利施設整備事業	揚淋 水代 機 場平
年工 月完 日了	県営土地改良事業の名称	地 区 名

### 安 委 員

公

青森県公安委員会告示第四十二号

示する。 関五所川原モータースクールの特定講習の に関する規則 道路交通法 (平成二年国家公安委員会規則第一号) 第十四条第二項の規定により公 (昭和三十五年法律第百五号) 第百八条の十の規定により、指定講習機 一部の休止を許可したので、 指定講習機関

平成二十七年四月十五日

青森県公安委員会委員長 今 井

高

志

休止しようとする特定講習の種別

普通二輪車、原動機付自転車に係る初心運転者講習

休止しようとする期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)

毎週月・水・金曜日発行

県号 東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭